



【 滋賀県立総合保健専門学校 ソーシャルメディアガイドライン】

1. 目的

本ガイドラインは、本校の学生・教職員がソーシャルメディアを利用する際、トラブル等の被害者や加害者にならないように、その利用上のルールやマナー、望ましい行動を示すことを目的として作成されました。

2. 定義

1) ソーシャルメディア

インターネット上で、個人の情報発信をもとに不特定多数の利用者と多様なコミュニケーションができるメディアのことです。具体的には、Web ページ、ブログ、プロフなどのほか、SNS（ソーシャルネットワークワーキングサービス）と呼ばれる LINE、Instagram、TikTok、BeReal、X、whoo、Threads、Facebook など、そして情報投稿サイトの YouTube などのことを言います。

2) 本校の学生・教員

- ・本校の学生とは、滋賀県立総合保健専門学校で学ぶ者すべてを指します。
- ・本校の教員とは、職位や職種などに関係なく、本学の教育活動や運営の業務を行っている者すべてを指します。

3. ルール・マナー

1) 知的財産の保護

＊授業で使用した資料や講義の中で見せていただいた教材や話をされた内容などは写真を撮らない・SNS にアップしてはいけません。

2) 人権尊重

- ・ソーシャルメディアの匿名性を悪用して、他者を傷つけたり、基本的人権を侵害するような情報を発信してはいけません。
- ・他人の悪口を書いたり傷つけたりする表現はやめましょう。
- ・不特定多数の人があなたの発信した情報をみているという意識を常に持ち、他人に不快な思いをさせないような表現を心がけましょう。
- ・他人の肖像写真・動画等の肖像権を侵害してはいけません。自分だけでなく友人や知人が写っている写真やその個人情報を発信するときは、相手の同意を得る必要があります。
- ・たとえ、友人間でしか共有していない SNS であっても誰かがアップすれば全世界の人が閲覧可能です。友人を傷つける結果となる可能性があることも是非頭に入れておいてください。
- ・投稿前に、必ず投稿しなければならない理由があるのか立ち止まって考える力を持ってください。
- ・一時的な感情で投稿することの危険性を認識しましょう。一時の感情で投稿した“つぶやき”や“ロコミ”もずっとネット上には残っています。

3) 個人情報・秘密情報の扱い、守秘義務

教員、学生が職務上、あるいは臨地実習や学校生活で知り得た情報の中には個人情報・秘密情報、守秘義務を伴う情報が含まれている場合が少なからずあります。自分が発信する情報にそのような内容が含まれていないか常に注意しましょう。

- ① 授業で講師が話をされる内容は、学習効果を考慮し、医療学生として守秘義務を遵守できる前提で話されています。授業で話をされた内容についても、守秘義務を伴うことを理解しておいてください。SNS 等に投稿してはいけません。

②実習先の施設や病院での出来事および知り得た情報は発信してはいけません。

＊実習先施設で、スマートフォンなどを使っての撮影（写真、動画）および録音は厳禁です。絶対にしてはいけません。

＊実習記録を撮影してはいけません。他の被写体を撮影した際に、記録が写りこまないように注意が必要です。

＊特に教員や学生は、実習等で他人のプライバシーを知ることができる立場にいるということを常に認識しておいてください。家族や友人に、「今日、実習先で〇〇さんと会った」家族に「〇〇さんが入院していた」と言うてはいけません。情報を漏洩してはいけません。

＊SNS において、実習先施設の様子や実習の内容、病院等の内部情報（建物、患者情報、人事に関する内容等の画像や資料、患者へ渡す創作物や患者からのお礼状なども含む）を投稿することは、受け入れ先施設にも影響を及ぼし大きな問題となります。「〇〇看護学実習で◇◇◇◇施設で実習した。疲れた」「指導者さんの指導が分かりやすい（分かりにくい）」などの個人的な感想等の投稿も、誤解を招いたり、信用を損なうといったことにつながります。

4) 滋賀県立総合保健専門学校の一員としての自覚と責任を持ちましょう。

・ソーシャルメディアでの活動は、個人としてだけでなく、本校の一員としての自覚と責任を持って行いましょう。

・本校や実習施設に関する事項、または関係者に関して名誉を傷つける内容は投稿してはいけません。

・本校の在籍する学生の名誉を傷つけるような内容は、例えグループ内だけに限ったツールであっても投稿してはいけません。

5) ガイドライン違反への罰則

本ガイドラインに違反した場合、その内容を踏まえて、本校の学則により厳正に対処します。

ソーシャルメディアでの違反者を発見した場合は、全学生にその事実と当事者へ申し出るように伝達します。

その理由は、罰することが目的ではなく、医療者になる者として自分の行為を振り返ることが重要であると考えているからです。また、私たちは正直であることを医療倫理として求められています。違反したことを隠す・わからないから黙っておくことを選択する行為を学生の時にしてほしくないという気持ちがあります。それは、医療者として最もやってはならないことなのです。

4. 大きなトラブルの実例

- ・ 看護専門学校の病理学の授業中、献体された患者さんの臓器の写真を撮り発信
- ・ 在宅看護学実習で有名芸能人宅への訪問したことを発信
- ・ アルバイト先での有名スポーツ選手の情報を発信
- ・ カンニングや自分たち未成年の飲酒・喫煙などを写真や文章で発信
- ・ 遊園地などでの集団いたずら行為を写真付きで発信
- ・ 友人を誹謗中傷する写真や文章を発信

5. 学内の相談窓口

ソーシャルメディアを利用して何かトラブルが起きた（起きそうな）時や、トラブルにつながりそうな情報を見つけた時は、すぐに本校の教員まで連絡してください。